

2018年4月12日

国立大学法人東北大学
人事企画部 御中

東北大学職員組合執行委員会

抗議・要請書

貴部が2018年3月30日付でウェブ上に公表した「東北大学における准職員・時間雇用職員の雇用制度について」において、「労使合意の上で、通算契約期間の上限を5年以内に延長する就業規則の改正を行った」との記載があります。しかし、本件で労使が合意した事実はなく、本文書は教職員に大きな誤解を与えるものです。本文書をもって「労使合意」があったかのように歪曲する恣意的な情報操作に対して厳重に抗議するとともに、早急に訂正することを要請いたします。